



政策の方向性(横断的・総合的施策)(案)

2015年9月10日

目次

政策の方向性（横断的・総合的施策）

課題認識	3
政策の方向性	4
多様な主体との連携	5
持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	7
実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	10
環境の確保に関する配慮の指針について	11
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境対策	16

課題認識

- 持続可能で快適な都市環境の実現に向けては、他自治体、企業、NGOなど多様な主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら積極的に環境対策を進めることが重要であり、そのための仕組みを構築していくことが必要
- 世界的な気候変動危機への対応、アジア諸都市で顕在化する大気汚染等の課題解決に向けては、問題意識を共有する海外都市との実効性ある連携が重要
- 都民、事業者等の実際の環境配慮行動の実践に繋がる意識の醸成をさらに進め、各主体が地域の環境課題に自ら進んで取り組む力を育成することが必要



多様な主体の連携・協働により環境施策が進み、持続可能な都市としての仕組みが構築されるとともに、都民一人ひとりが主体となり、地域社会と連携した環境配慮行動により快適な都市環境を形成する、「世界一の環境先進都市 東京」を目指す

政策の方向性

《政策の柱》

国内外の都市との連携・交流・協力、区市町村・都民等との協働

- 都民・企業・NGO・行政などあらゆる主体が相互に連携し、よりよい環境の創出に向けた環境配慮の取組を推進
- 世界の大都市との交流・協力を深め、地球規模の環境課題解決に向けた政策・技術の学び合いを促進
- 次世代の担い手の環境意識を醸成し、持続可能な社会づくりに向けた将来にわたる環境配慮の取組を促進
- 都民のライフスタイル・企業の事業活動について、環境配慮型への転換を促し、あらゆる場面における環境配慮行動の実践を促進

【施策の方向性】

多様な主体との連携	<ul style="list-style-type: none">○区市町村との連携強化○広域的な自治体間の連携・協力○都民・企業等との協働○国際環境協力の推進
持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進	<ul style="list-style-type: none">○都民・企業の環境配慮行動を促す仕組み○環境技術の活用、ビジネスの創出○次世代の人材育成○環境広報による情報発信の充実
実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○環境科学研究所の機能強化○環境行政を担う人材育成、施策の推進体制の強化

施策の方向性

【多様な主体との連携】

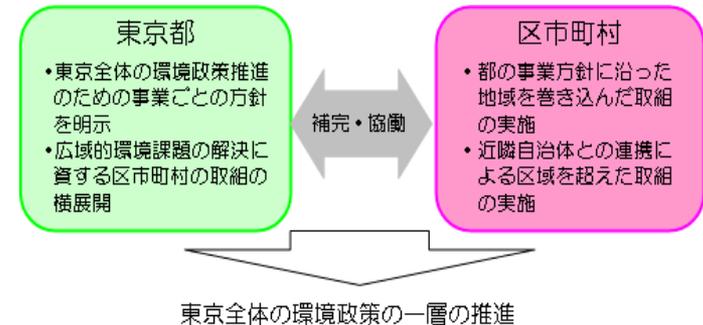
○区市町村との連携強化

- ・ 広域的な環境課題解決にも資する、地域の特性や地域資源を活用した区市町村の取組を支援
- ・ 自転車シェアリングの広域展開、事業系廃棄物のリサイクル促進等、連携した取組の拡大
- ・ 区市町村情報連絡会等の情報共有体制や、人的・技術的サポートを強化・充実

○広域的な自治体間の連携・協力

- ・ 九都県市等の近隣自治体と連携した、広域的な課題解決に向けた施策、キャンペーン等の実施
- ・ 広域的あるいは大都市に共通する課題について、共同して国への要望、調査研究、普及啓発等を効果的に実施

【区市町村との連携による地域環境力活性化事業】



【大都市環境保全主管局長会議】



施策の方向性

○都民・企業等との協働

- ・先駆的な取組を行う企業等との連携
(生態系に配慮した緑化、持続可能な資源利用、
静脈ビジネスの発展、環境学習等)
- ・都民が参加しやすい仕組みづくり
(森林・緑地保全活動情報センター、緑の東京募金等)

○国際環境協力の推進

- ・都市間ネットワーク活動の強化（国際会議、ワークショップ参加等）、海外都市との交流・技術協力などを推進
- ・都市レベルのCO₂削減に向けて、海外諸都市との間で気候変動対策の技術やノウハウの共有化を進めるなど、相互に学びともに成長
- ・アジア諸都市の廃棄物や大気質分野における環境課題に対し、都のノウハウを生かした政策・技術協力を充実

【東京グリーン・キャンパス・プログラム】



【グリーンビルディング国際フォーラム】



【ウランバートル市廃棄物分野ワークショップ】



施策の方向性

【持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進】

○都民・企業に環境配慮の取組を促す仕組み

(規制的手法)

- ・ キャップ&トレード制度における総量削減義務
- ・ 自然保護条例における開発許可制度 等

(制度的手法)

- ・ 環境アセスメント制度による環境配慮の誘導
- ・ 建築物環境計画書、緑化計画書制度等による誘導 等

(市場における環境配慮商品等の選択促進)

- ・ サプライチェーン全体に配慮した調達行動
(再生品やグリーン認証製品の利用など、都が率先して進めるとともに、都内事業者に対しても取組を促進)
- ・ 都民・事業者に再エネ電力の選択を促す仕組みづくり
- ・ 低炭素ビルが不動産市場で評価される仕組みづくり
(カーボンレポートやマンション環境性能表示等)
- ・ 環境に配慮した事業者を認定する第三者評価制度
(優良産廃処理事業者の認定、貨物輸送評価制度等)

【環境アセスメント制度における評価項目】

1 大気汚染	2 悪臭
3 騒音・振動	4 水質汚濁
5 土壌汚染	6 地盤
7 地形・地質	8 水循環
9 生物・生態系	10 日影
11 電波障害	12 風環境
13 景観	14 史跡・文化財
15 自然との触れ合い活動の場	16 廃棄物
17 温室効果ガス	

【優良産廃処理事業者の認定】



施策の方向性

○都民・企業の環境配慮行動を促す仕組み(続き)

(インセンティブの付与)

- ・環境に配慮した設備・機器認定制度や導入補助制度等
- ・省エネ促進税制、次世代自動車導入促進税制等の税制優遇
- ・都市開発諸制度等、都市づくりにおけるインセンティブ

(その他普及啓発)

- ・各種ガイドライン作成、イベント・セミナーの開催等

○環境技術を活用したビジネスの創出

- ・優れた民間技術の選定・普及・活用による市場拡大、先駆的な企業との連携強化
- ・官民連携再エネファンド等の投資的手法の活用
- ・環境科学研究所における調査研究、技術支援の推進 等

【地域のイベントでの展示】



【環境科学研究所における研究】



施策の方向性

○次世代の人材育成

- ・ 学校と企業や関係団体との連携により、児童・生徒らがエネルギーや自然環境などを学ぶ環境教育を推進し、次世代の担い手の環境意識を向上させる
- ・ 水素関連の展示施設等を活用し、子供たちが環境技術について楽しく学び、理解を深める機会を提供

○環境広報による情報発信の充実

- ・ ターゲットに応じた適切なメディア戦略により、都民のライフスタイルの変革を促す機運を醸成
- ・ SNS等を積極的に活用するなど、都民を広範囲に巻き込む普及啓発

【環境教育研修会の様子】



【出前授業の様子】



【SNSによる情報発信】



施策の方向性

【実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実】

○環境科学研究所の機能強化

- ・都を取り巻く環境の変化に合わせ、大気・水環境やエネルギー等、行政ニーズに応じた重点的な調査研究を担う、試験研究拠点としての機能を強化
- ・先進的技術のショーケース化、海外からの研修生受け入れやノウハウの提供等、多様な主体への情報発信・連携を推進する拠点としての機能を充実

○環境行政を担う人材育成、施策の推進体制の強化

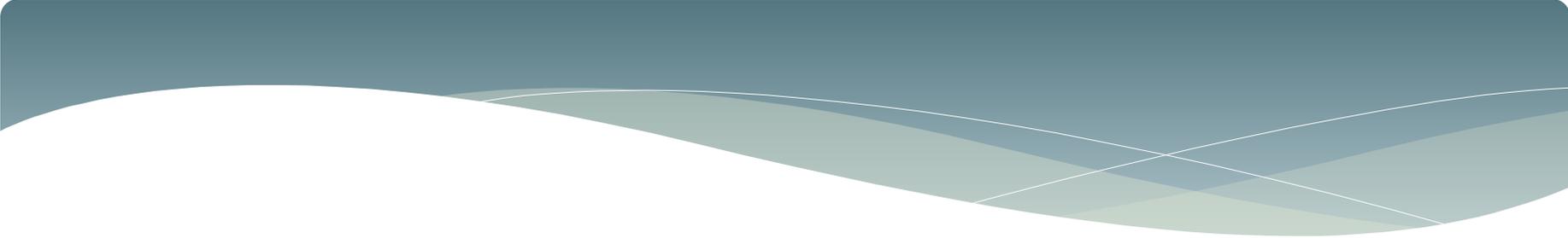
- ・環境対策に関する知見や技術の継承など、施策の構築・推進を支える人材の育成
- ・都の実施する事業を専門的・技術的見地からバックアップし、行政と都民・事業者との架け橋としての役割を担う環境公社との有機的な連携により、施策の推進体制を充実

【公開研究発表会】



【研究所の施設公開】





環境の確保に関する配慮の指針について

環境の確保に関する配慮の指針

1 配慮の指針の位置づけ

- 都市づくりのあらゆる場面での環境配慮を進めるためには、行政・都民・企業等が社会や経済を持続可能なものとしていくための責任の認識のもと、各主体が社会や経済を動かす共同のルールをつくり、遵守するとともに、目標設定を行い、その達成を目指していく必要
- 環境基本計画では、このための基本的な事項を「配慮の指針」として示し、各主体の行動に応じた環境配慮を推進

2 配慮の指針の構成

環境配慮原則 (P14参照)	都市づくりの指針における	環境配慮項目 (P15参照)	共通配慮事項	都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項
			地域別配慮の指針	「東京の新しい都市づくりビジョン」(2009年7月改定)におけるゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、当該地域で特に配慮すべき点を示したもの
			事業別配慮の指針	都市づくりにかかわる事業を整理し、事業の分類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための主な配慮事項を示したもの
	日常生活における指針	事業活動における配慮の指針	事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの	
			日常生活における配慮の指針	都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの

環境の確保に関する配慮の指針

3 環境配慮を促進する仕組みづくり

- 環境基本条例は、都の施策策定・実施に当たっては環境基本計画と整合を図るとしており、都政のあらゆる施策においても、本計画に示された考え方にに基づき、環境に十分配慮して取り組んでいく必要
- 今後、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催というまたとない契機を最大限活用し、あらゆる主体を巻き込み、各々の活動において環境配慮を促進するルールを確立させていくとともに、実効ある取組を推進していくことが必要
- さらには、環境配慮を進めることによって、新たな価値観が創出され、持続可能な都市づくりに向けた取組がより一層進んでいくという好循環を生み出していくことが重要

【環境配慮を促進する仕組み】

分類	主な取組例
環境配慮の制度化	<ul style="list-style-type: none">・環境影響評価(アセスメント)制度・都市開発諸制度・建築物環境計画書制度・緑化計画書制度、開発許可制度・キャップ&トレード制度・自動車環境管理計画書制度・化学物質適正管理制度 など
環境配慮を評価する仕組み	<ul style="list-style-type: none">・省エネラベル・マンション環境性能表示・低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度・貨物輸送評価制度・九都県市指定低公害車・産業廃棄物処理業者の第三者評価制度・中小規模事業所の低炭素ベンチマーク、カーボンレポート など
都庁の率先行動	<ul style="list-style-type: none">・スマートエネルギー都庁行動計画(仮称)・省エネ・再エネ東京仕様・東京都グリーン購入推進方針、グリーン購入ガイド・建設リサイクルガイドライン・環境物品等調達方針(公共工事) など

環境の確保に関する配慮の指針

○環境配慮原則

あらゆる都市づくりの計画や事業が前提とすべき原則として、回避、低減、修復、代償、創造が重要

回避	行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
低減	行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
修復	影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
代償	損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
創造	行為の実施により新たに豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

【環境配慮の進め方】

- ・法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守
- ・周辺地域の環境資源や土地利用状況等を把握
- ・周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等へ配慮
- ・既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを実施
- ・都民等に対して、適切な情報を提供
- ・受託者等に対し、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報を提供

※上記に加え、あらゆる主体の活動に「予防原則」、「発生源対策」、「原因者負担の原則」、「回復あるいは再生原則」といった環境における原則を徹底することも重要

環境の確保に関する配慮の指針

○環境配慮項目

- ・環境配慮原則を前提として、各分野における具体的な配慮事項を設定
- ・近年の環境を取り巻く状況等の変化を踏まえ、項目等の見直しを検討

【現行計画における項目】

○エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制

○環境負荷の少ない交通

○廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

○廃棄物の適正処理

○大気汚染の防止・低減

○騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害

○化学物質、土壌汚染、水質汚濁などによる環境リスクの低減

○自然環境、生物多様性、生態系

○市街地における豊かな緑と水辺環境の創出

○水循環の再生

○ヒートアイランド現象の緩和

○景観・歴史的・文化的遺産の保全・再生

【新計画における項目の検討(案)】

○エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制

※分散型エネルギー、エネルギーマネジメント等の視点を追加

○環境負荷の少ない交通

※次世代自動車(EV・FCV等)の導入促進の視点を追加

○持続可能な資源利用の推進

※「持続可能な資源利用に向けた」取組方針の考え方を反映

○大気環境等の更なる向上

※PM2.5の発生抑制等の視点を追加

○化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減

○生物多様性の保全・緑の創出

※生態系に配慮した緑化、希少種保全等の視点を追加

○水循環の再生と水辺環境の回復

○ヒートアイランド現象の緩和

○景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生